

京都市上下水道局告示32号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者としての営業の廃止届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成20年2月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 廃止届業者名

(1) 京都市南区東九条西明田町34番地13

矢島工業

矢川 豪庸

(2) 京都市伏見区中島堀端町9

株式会社山口工業

代表取締役 山口 幸雄

2 廃止届出年月日

平成20年1月31日

(上下水道局下水道部管理課)